

資料 2

建築・都市整備・道路委員会
令和 3 年 1 2 月 1 4 日
道 路 局

市第 72 号議案 高速横浜環状北西線の道路構造物等の一部の処分

1 議案の趣旨

横浜北西線事業では、事業費の平準化を図るために立替施行を導入しており、その支払いのため、令和 6 年度まで事業費が必要となります。

この支払い負担を軽減するため、横浜北西線の道路構造物等の一部を首都高速道路株式会社に売却することについて、本年 9 月 21 日の本常任委員会において報告しています。

本件の財産処分については、売払い価格が 1 億円以上となることから、横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、お諮りするものです。

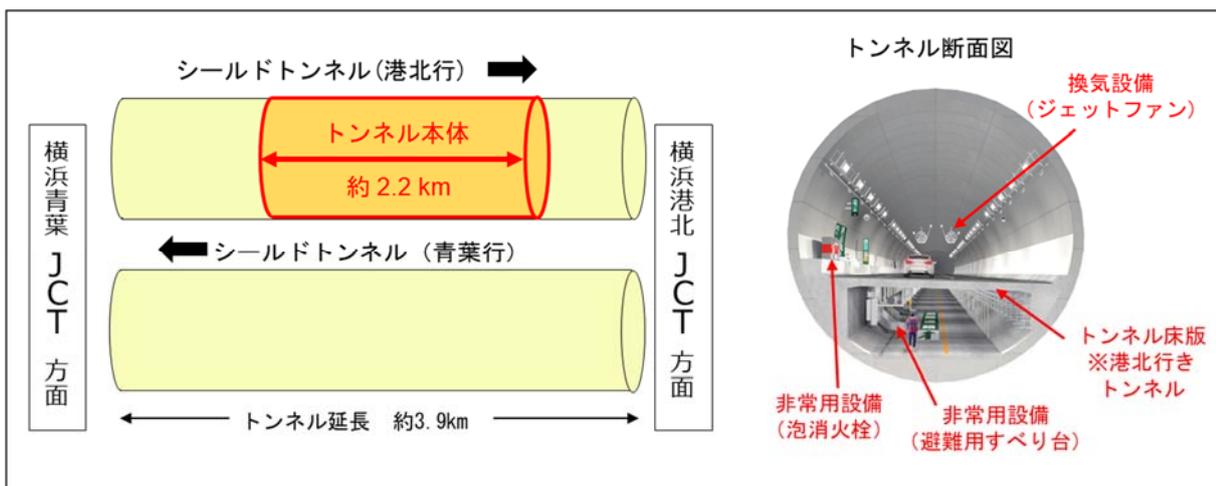
2 財産処分の概要

(1) 売払い財産

道路構造物 トンネル本体 (約 2.2km) 等 一式
道路設備 換気設備、非常用設備 等 一式

(2) 金 額 42,567,914,599 円

売払いの対象 (赤字部分)



裏面あり

《参考》横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（抜粋）

第2条

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 100,000,000 円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件 10,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。